

### Ⅲ 森林組合経営の健全化等について

#### 1. 森林組合の業務について

(1) 現在、施業計画認定者は、都道府県に対して直接補助申請ができることとなっているが、森林組合を通じて申請するよう都道府県に指導され、直接申請ができないという指摘がある。また、森林組合を通じて補助申請をした際に、森林組合の裁量によって実際に行った施業への補助を得られなかったという指摘もある。したがって、今後、補助申請については、所有者からの都道府県への直接申請を基本にすべきであり、所有者が補助申請を森林組合や素材生産事業者等に委託した場合のみ、森林組合や素材生産事業者等の補助申請を認めるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 森林施業計画の認定を受けた者など森林所有者が、都道府県へ補助金を直接申請、受領することについては、国の規定上は特段の制限は設けておらず、具体的な事務処理については、直接の補助実施者たる都道府県において規定されているところである。
- 2 なお、造林関係補助事業においては、一般に森林組合が個人の森林の施業を受託して事業を実施するケースが多く、森林組合が事業主体となって補助金の申請・受領を行っているところである。
- 3 一方、森林所有者個人が直接補助申請することについては、一般に森林所有者は交付申請事務に不慣れであることなどから、森林所有者からの委任を受けた第三者が補助金の代理申請及び代理受領を行うことができるとしているところであり、このような第三者への委任は、造林関係補助事業の施行地が零細分散的で件数が非常に多いことから、都道府県の交付事務の能率化の面で有効と考えている。

(2) 災害復旧事業、緑資源機構の水源林造成事業、林業公社の造林事業の多くが、森林組合との随意契約を締結しており、これらの事業が森林組合の独占状態にある。他方、意欲のある林業経営者等においては、これらの事業の受注により事業を拡大することが可能であるが、森林組合が随意契約を結んでいるため、参入できないとの指摘がある。いち早く改善すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 都道府県等が実施する森林災害復旧事業については、事業の緊急性、確実性等を勘案して事業主体が契約方法を判断しているものである。
- 2 林業公社が実施する造林事業の発注については、それぞれの地域における事業の政策目的等から、公社自らの判断により行われるものであると認識している。
- 3 なお、緑資源機構が実施する水源林造成事業においては、長期にわたる分収造林契約により、契約期間を通じた造林者が決まっているため、その都度実施者を選定することとならないものである。

(3) (1)及び(2)以外に、森林組合については、森林組合以外に作業を委託することについて圧力を行使しており、実際に被害を受けた、又は被害を受けた者を知っているという意見が多数ある。このような指摘があるということは、森林組合が組合員に奉仕する本旨から離れて組織的な利益を追求しており、森林組合のガバナンスが機能していない状態にあるとも考えられる。ガバナンスの再構築の必要性等、現在どのような問題意識を持っており、今後どのような対応を考えているか、見解を伺いたい。

(答)

1 森林組合は、森林所有者の協同組織として、その行う事業によって組合員である森林所有者に奉仕することを旨とすべきものと考えている。

一方で、独立した経営体として事業活動を通じて一定の利益を上げていくことは必要であるが、その場合においても協同組合として組合員の負託に応え得る事業の実施と経営基盤の強化等に取り組むことが必要と考えている。

2 このため、本年9月に森林組合の指導方針を見直し、

① 間伐対象区域の拡大に対応するためには、森林施業プランナーによる提案型施業を通じた施業の集約化（以下、「提案型集約化施業」という）、作業路網の整備と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの構築に取り組むこと。

② また、事業発注者等が、その経営方針や施業能力に応じて、森林組合を選択する時代に向かっていることもあり、森林組合ごとに、利用間伐等にどのように取り組んでいくかについての方針を明確にし、これを通じて、地域ごとに利用間伐等を担う主体（森林所有者に対する集約化の働きかけと施業の実行のそれぞれの担い手を含む）を明確化していくこと。

③ 森林組合においては、森林施業プランナーを育成し、少なくとも施業の集約化には取り組むとともに、森林組合の作業班が利用間伐等の施業を実行する場合は低コスト作業システムを実行し得る技術者の育成に努める一方、施業の実行を外注化を含め低コストでの間伐等を推進する体制整備に取り組むこと。  
等を指導しているところである。

3 具体的には、提案型集約化施業の普及・定着化に向けて、19年度に林野庁の「施業集約化・供給情報集積事業」に約200の森林組合が取り組んでいるところである。

更に、20年度、21年度にも200程度ずつの森林組合が取り組むことによって、提案型集約化施業を実施し得る森林組合が、森林組合員所有森林面積の8割程度をカバーする体制の構築を目指し、「全国提案型施業定着化促進部会」において有識者の参画を得ながら取り組んでいるところである。

(4) (1)、(2)、(3)は全て森林組合が作業班を内包していることに起因しており、今後、競争環境の整備により意欲ある林業経営者を育成していくために、作業班の外注化や組織としての分離等も検討すべきと考えているが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 作業班を有している森林組合は全森林組合の約9割(842組合のうち737組合)であるが、その大部分は造林、保育作業を行うものであり、今後重要となる利用間伐に必要な作業班の体制を現に有している森林組合は多くない。(例えば、素材生産量5,000m<sup>3</sup>以上で、かつ、5人以上の伐出作業班を有する森林組合は平成17年度森林組合統計で106組合)
- 2 森林組合との間で現に直接に雇用関係がある作業班の雇用関係を解消させることについては、地域に他の素材生産事業体による雇用の受け皿があることが必要となるが、山村地域において、地域に密着した仕事をしている林業事業体の数が限られている中において、受け皿となる林業事業体の育成が重要ではないか、林業労働者の雇用の安定への配慮も必要ではないか等の視点があると考えている。

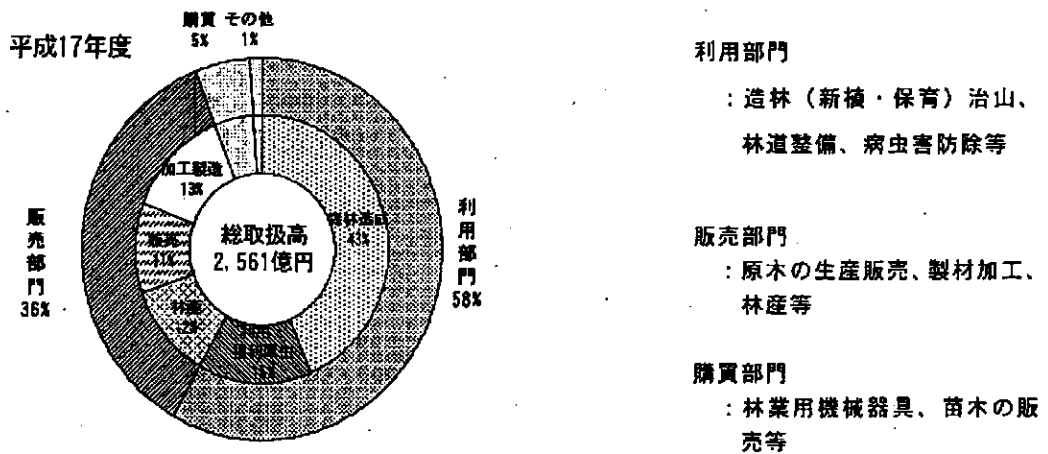
### Ⅲ 森林組合経営の健全化等について

#### 2. 森林組合の情報開示について

(1) 森林所有者の協同組織である森林組合では販売事業、森林経営事業等の様々な事業を行っているが、事業区分ごとに森林組合の経営状況について教示願いたい。

(答)

1 森林組合の事業区分ごとの経営状況については、平成17年度森林組合統計（森林組合統計として把握している最新のデータ）によると、下記のとおりである。



資料：林野庁「平成17年度森林組合統計」

#### [各事業部門のシェア]

|              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 総取扱高 2,561億円 | 事業損益 13億円     | 経常損益 22億円    |
| 利用部門：58%     | (1組合平均3.04億円) | (1組合平均149万円) |
| 販売部門：36%     |               | (1組合平均260万円) |
| 購買部門：5%      |               | 黒字組合62%      |
| その他：1%       |               | 黒字組合71%      |
|              |               | 赤字組合38%      |
|              |               | 赤字組合28%      |

2 なお、事業区分ごとの損益の状況については、平成17年6月17日改正の森林組合法により措置されているが、その適用については平成17年7月17日の施行日以降に開始される事業年度からとされている。

このため、平成18事業年度に係る森林組合統計から調査を行うこととしており、現時点においては把握されていない。

(参考)

## 森林組合法（昭和53年法律第36号）

（事業別損益を明らかにした書面の作成等）

第51条 理事は、事業年度ごとに、50条第2項の規定により作成すべきもののほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提出しなければならない。

- ② 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

② 貸借対照表・損益計算書について、事業区分ごとに財産・損益の状況を示すよう義務づけているが、根拠条文も併せて教示願いたい

(答)

- 1 事業区分ごとの損益の状況については、平成17年6月17日改正の森林組合法により措置されているが、その適用については平成17年7月17日の施行日以降に開始される事業年度からとされている。
- 2 一方、事業区分ごとの財産の状況が、貸借対照表の各項目を事業区分ごとに作成するということを意味しているのであれば、一般の会社同様、そのような義務づけは行っていない。

(参考)

#### 森林組合法（昭和53年法律第36号）

（事業別損益を明らかにした書面の作成等）

第51条 理事は、事業年度ごとに、50条第2項の規定により作成すべきもののほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提出しなければならない。

- ② 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

(3) (2)について、組合員から閲覧要求があった場合は当然応じるべきと考えるが、可能となるか否か根拠条文も併せて教示願いたい。併せて、不可の場合はその理由についても教示願いたい。

(答)

森林組合法において、組合員及び債権者から、理事に対し決算関係書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならないとされている。

なお、決算関係書類については、平成17年の会社法の施行に伴う森林組合法の改正により、総会の招集通知の関係資料への添付が義務づけられている。

(参考)

## 森林組合法（昭和53年法律第36号）

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

### 第50条第11項1～4号

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 1 決算関係書類が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 3 決算関係書類が電磁的方法をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの 閲覧の請求
- 4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求



(4) 森林組合では販売事業、森林経営事業等の様々な事業を行っているが、例えば、森林組合の組合員が行った間伐に対し、国からの補助金が森林組合を通じて支払われている場合、その補助金は森林組合のどの勘定に入金されるのか教示願いたい。

(答)

補助金の手続きにおいて、森林組合が森林所有者に代わって補助金を申請し受領を行う場合は、森林組合の経理上、事業勘定とはせず「預り金」として処理すべきと指導しているところである。

### Ⅲ 森林組合経営の健全化等について

#### 3. 森林組合の監査について

(1) 森林組合の監査は都道府県の森林組合連合会が行っているが、系統機関である連合会の監査では、そもそも外部監査の前提となる監査人の独立が困難であると考えられる。連合会の監査が外部監査に該当するか否か見解を伺いたい。併せて、連合会の監査を廃止し、他の金融機関と同様、監査法人監査の導入を図るべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1

(1) 森林組合連合会の監査は、森林組合法第101条第1項第18号に基づき、会員である森林組合の監査を対象に行っているところである。

(2) 森林組合連合会と森林組合はそれぞれ別法人であることからすれば、外部監査であるとも考えることもできるが、いずれにしても、外部監査の定義が明らかでない中では、外部監査に該当するか否かを俄にお答えするのは困難である。

2

(1) 農協、漁協は一定規模以上の信用事業を実施している組合を対象に中央会、全漁連による監査が義務づけられているが、森林組合は信用事業を行っていないため、必ずしも金融機関と同様に扱う必要はないと考えている。

(2) また、監査法人監査には多大な経費が必要であり、農協、漁協との比較において経営規模が小さい組合が多数存在する中において、これを義務づけることは実態的に困難であると考えられる。

(1組合当たり事業取扱高：農協8,995百万円、漁協1,221百万円、森組304百万円)

(1組合当たり出資金：農協1,745百万円、漁協158百万円、森組61百万円)  
(平成17年度)

(3) しかしながら、組合の業務の健全かつ適正な運営を確保するため、監査の適正な実施の確保を図る必要があることから、外部監事の導入に努めるよう、森林組合等に対する指導方針などにより指導しているところである。

(4) なお、森林組合の業務の適正化、経営の健全化を図るためには、提案型施業に必要な人材の育成、国産材の安定供給に向けた施業の集約化に事業を重点化していくことにあると考えており、行政を含めて、強力に指導を推進しているところである。

(2) (1)について、組合員の意向によって、監査法人監査を選ぶことができるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 組合員が連合会の監査でなく監査法人監査を希望した場合、そのような選択をすることを制度上阻害するものはない。
- 2 ただし、すでに述べたとおり、実態論としての経済的負担の問題も考慮する必要があると考えている。

#### Ⅳ 木材の利用促進について

森林の有する多面的な機能を高度に発揮していくためには、間伐による森林整備と同時に、間伐により産出される木材（間伐材）の利用促進を図ることが重要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 森林を健全に育成し、地球温暖化防止をはじめとした多面的な機能を高度に発揮させるためには、間伐等の森林整備と併せて、産出される木材の利用を促進することが極めて重要であると認識しているところである。
- 2 間伐材等の木材の利用を促進するためには、品質・性能の確かな製品の安定供給を図るとともに、新たな需要の拡大を図ることが必要であると考えている。
- 3 このため、川上と川下の連携による大ロットかつ安定的な供給体制の整備、高い事業効果が見込まれる事業者に対する集中的な支援による製材・加工体制の大規模化、間伐により出材される小径木や曲がり材の合板、集成材等への利用促進に取り組んでいるところである。
- 4 また、需要拡大対策としては、国産材利用の大宗を占める住宅分野における消費者ニーズに対応した製品の開発、公共施設への木材利用の促進、低質材を木質バイオマス燃料として熱供給施設で利用する取組等を促進するとともに、「木づかい運動」を通じた消費者等に対する国産材利用に対する理解や意義についての普及啓発等を推進しているところである。
- 5 さらに、近年では間伐材を原料の一部とした紙製品（紙製ファイル、飲料用紙製缶等）が製品化されており、こうした製品の利用を推進しているところである。また、もっとも身近な紙製品のひとつであるコピー用紙については、北海道庁で道産の間伐材を原料の一部としたものが調達されており、九州各県においても、九州産の間伐材を使用したコピー用紙の製品化及び調達に向けた検討がされているところである。（本件については、本年6月の集中受付月間において、北海道、熊本等5道県から、全国規模の規制改革要望がなされたところ）
- 6 今後とも、間伐等の森林整備を一層推進するとともに、地方公共団体等関係機関との連携の下、間伐材を含めた国産材の利用促進に取り組んで参りたい。